平成２１年（フ）第１８４１号
北海道江別市上江別西町41番地の２
債務者　石戸谷　準
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４２号
北海道江別市上江別西町41番地の２
債務者　石戸谷真澄
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４６号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目12番35―607号
債務者　綿谷由香利（旧姓干場）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５０号
北海道江別市あけぼの町１番地　Ｉ　５―24
債務者　谷　　正善
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５８号
札幌市西区八軒１条東２丁目２番34―216号
債務者　海老澤裕孝
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６７号
札幌市南区澄川２条３丁目１番３号　パークハウス301号
債務者　広瀬　勝治
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６９号
札幌市東区北23条東９丁目１番13号　ハイツＥ205号
債務者　近藤　順子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８０号
札幌市白石区平和通10丁目南６番１号　パークハイツたんぽぽ202号
債務者　松生　芳樹
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８１号
札幌市白石区平和通10丁目南６番１号　パークハイツたんぽぽ202号
債務者　松生住和子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９９号
札幌市白石区東札幌４条４丁目２番15―301号
債務者　兼頭　文昭
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２０号
札幌市東区北35条東15丁目２番１号　コーラル15―302
債務者　松平　幸寛
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２４号
札幌市北区北23条西３丁目２番37―707号
債務者　太田　美果（旧姓武川）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３４号
札幌市南区石山２条３丁目15番12号　ニューブライト石山４号
債務者　松浦　里奈
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４０号
札幌市豊平区平岸４条７丁目11番８号　こばやしマンション12号
債務者　前田　　猛
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６７号
札幌市手稲区前田１条12丁目３番27号　ウイング112―203号
債務者　佐孝　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８０号
札幌市豊平区美園１条８丁目２番27号　アビアシオン壱番館201号室、住民票上の住所札幌市白石区南郷通１丁目南４番13号　プラザイン南郷405号
債務者　松田　裕介
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９８号
札幌市東区北24条東９丁目１番７号　メゾン・ルミネール101号
債務者　日隅　直則
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部